

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第16回ガスシステム改革小委員会

日時 平成26年11月13日（木）10：00～12：23

場所 経済産業省 本館17階 第1～3共用会議室

1. 開会

○山内委員長

それでは、定刻でございますので、ただいまから第16回ガスシステム改革小委員会を開催いたします。

なお、本日、柏木委員が所用によりご欠席でございますが、ご意見を資料として提出されております。

まず初めに、事務局からオブザーバーの紹介をお願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

本日は、日本熱供給事業協会、辻正太郎副会長、日本コミュニティーガス協会、松村知勝専務理事、日本ガス協会、蟹沢俊行副会長・専務理事、東京ガス株式会社、高松勝常務執行役員、大阪ガス株式会社、松坂英孝取締役常務執行役員経営企画本部長、東邦ガス株式会社、冨成義郎取締役常務執行役員、京葉ガス株式会社、小井沢和明常務取締役、武陽ガス株式会社、山下真一代表取締役社長、中部ガス株式会社、鳥居裕代表取締役専務、大津市企業局、野村茂年局長、東京電力株式会社、佐藤美智夫ガス営業部長、関西電力株式会社、北村仁一郎グループ経営推進本部副本部長、中部電力株式会社、小山裕治執行役員エネルギー事業部長、石油連盟、押尾信明事務局長が出席されています。

また、公正取引委員会、消費者庁、総務省から出席があります。

プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される方はご着席ください。

2. 議事

(1) 熱供給システム改革

・熱供給システム改革に係る主要な論点

○山内委員長

それでは、議事に入ります。

本日は、まず議題（１）、熱供給システム改革に係る主要論点について議論を行いたいと思います。

事務局から資料３に基づいて説明をお願いしたいと思います。

○都築熱供給産業室長

資料３の「熱供給システム改革に係る主要論点」に基づきまして説明を申し上げます。スライドの右上に頁を記しております。

資料１ページ目には、熱供給システム改革の目的について記しております。

昭和４７年の熱供給事業法創設以来、４０年超が経過しておりますが、他の法律改正に伴う改正を除き、同じ規制を実施してまいりました。赤い四角囲みの部分をごらんいただければと思いますが、改革の目的として２点記しております。１点目が需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大でございます。需要家の選択肢とは言いますが、熱供給の場合、需要家の方々からみれば供給事業者間での選択ということではなく、異なるサービス形態との間での選択ということになるかと思っております。加えて、２点目が、需要家利益の保護です。資料２ページ目には電気・ガスについて、同様に改革の目的について参考資料としてつけさせていただきました。

資料３頁目には、本日の論点を大きく６点記させていただいております。資料４頁目以降で、それぞれの論点を個別に取り上げてまいります。

それでは、資料４頁目にまいります。一つ目の論点です。法制定時においては、いったん事業を開始した場合には、同一地域において他の事業者の参入が実質的に不可能となり独占状態になることから、十分な資金的、技術的能力を有しない事業者や計画性の乏しい事業者が事業と執り行うことは問題との観点から、供給区域を定め、この区域において需要に応ずることを義務づけた供給義務、料金等の規制を行うこととするとともに、事業参入・退出に当たっても許可制をとってまいりました。

ところが、技術革新等により、熱源の省スペース化や効率化が進み、需要家のニーズも多様化してまいりました。こうしたことを背景に、需要家が、熱供給事業者からの熱供給との契約を解除し別の手法で熱需要を賄うケース、また、建物の新築等においても、こうした地域集中型の熱供給を選ばないケースも増えてまいりました。資料右側にある地域での事例を記しております。図の黄緑色の部分は、従前は熱供給事業者からの供給を受けていたのですが、現在は契約解除し、需要家が独自に個別空調システムなどを導入している事例となっております。

熱供給事業者を巡るこうした事業環境の変化に対応し、規制も合理化を図る必要があるということで、４頁左下の青い箱において、制度改革の提案をいたしております。

一点目は、この後取り上げる需要家保護措置を講ずることを前提として、供給区域における料金

規制及び供給義務を撤廃しようというものであります。

二点目は、事業参入について、禁止の解除としての許可制を改め登録制にしてはどうかというものです。この場合であっても、安定供給や需要家利益の保護がきちんと図られることを要件とすることで事業者の適格性を確認していこうというものです。

三点目は、事業退出時において、勝手に退出可能とするのではなく、事前に需要家に対する周知義務を課すということを提案いたしております。

資料5頁、6頁は、前々回の小委員会にて取り上げた資料を参考までにつけております。また、資料7頁目には、電気・ガスについて、やはり参考までに添付させていただいております。

続きまして、大きく2つめの論点にまいります。需要家保護の在り方について取り上げております。

料金規制や供給義務を撤廃する場合に、需要家保護の観点に留意する必要があります。ここでは、先に成立した改正電気事業法における規制内容も参考にしつつ、大きく3点取り上げております。

一点目は、供給事業者に対する、需要家への説明義務、書面交付義務について取り上げております。

二点目は、供給事業者に対する、需要家からの苦情や問い合わせ等に応ずる義務です。

三点目は、安定供給確保の観点から、供給事業者に対する供給能力の確保義務となります。

資料10頁目以降でこれら3点について個別に取り上げてまいります。

それでは資料10頁目をご覧くださいと思います。

ここでは、まず最初の、供給条件についての説明義務、書面交付義務について取り上げております。

11頁目に電気改正電気事業法に基づき現在進めている説明事項についての考え方、12頁目には電気通信のケースを参考資料として添付しておりますが、10頁において例示しているような事項について、契約締結に際して説明を求めていくことを提案しております。頁が前後して恐縮ですが、資料13頁において、現行の規制料金の下でも、供給規程として種々の内容を定めることになっておりますので、料金の自由化後についても、これらの内容については基本的な事項としてきちんと説明を求めていきたいというものでございます。また、この説明を行う場合には、内容を記した書面の交付を義務付けていくことを考えております。また、実際に供給契約を締結した後も、きちんと契約内容の書面交付を求めていくことを考えております。一点補足的に申し上げます、他業種においても、ネットを通じた契約手法が導入されるなど、契約手法のIT化も進んでいることを踏まえ、相手方の承諾を前提に書面交付に代えて、ITの活用も可能として

いくこととしたいと考えております。

続きまして資料14頁目にまいります。2つ目の苦情等に応ずる義務について取り上げております。自由化に伴い、業務方法や料金等の供給条件の柔軟性が高まる一方で、各種問い合わせや苦情も想定されます。こうした問い合わせ等に対して、供給事業者の方に適切に対応いただくことを義務づけるものでございます。

14ページ目の一番下に特記事項として記している部分をご覧くださいと思います。現行の熱供給事業法において、熱供給事業者の熱供給に関し苦情のある者は、国に対して苦情の申し出をすることができ、この場合には、国は誠実に処理し、処理の結果を申出者に対して通知することとしています。今般の提案で、事業者に対する苦情対応義務を課すこととしても、この国に対する苦情申出の制度はこれに置き換わるものではなく引き続き存置してまいりたいと考えております。

続きまして資料15頁にまいります。供給能力の確保について取り上げております。

先に取り上げました供給義務の撤廃に伴い、需要に応ずる供給ができない場合には安定供給上の支障が生ずる懸念が生じます。

15頁左下の方をご覧くださいと思いますが、熱供給については、電気の場合と異なり、供給事業者の確保する供給力に不足が生じた場合に、別の事業者が補ってくれるような仕組みにはなっておりません。このため、供給事業者自身に必要な供給力を持ちきっていただくことが必要となります。こうしたことを勘案し、資料右側ですが、事業参入時、それから事業実施時のそれぞれにおいて、必要な供給能力の確保を義務づけることを提案しております。

続きまして、資料16頁目にまいります。大きく3つめの論点になります。同じく需要家保護のための措置ですが、ここでは経過措置について取り上げております。

先ほど、既に需要家が供給サービスを選べる環境にあると申し上げましたが、中には、他の供給サービスへの切り替えが容易でないことで、実質的に「選べない」需要家の方もお見えになります。

16頁の右側の図は、前々回の小委員会でもお示したのですが、住宅用の需要家に対するアンケート調査の中でも、契約解除を検討しない理由で、「代替手段なし」としている方が多くいらっしゃいます。

また、資料17頁目をご覧くださいと思います。左側に図が二つございます。これは同じ集合住宅に対して、供給事業者が暖房と給湯のサービスを行っている事例です。暖房については、黄緑色が多く、これは、独自に暖房設備をお持ちになっているものと思われます。これに対して、給湯については、ご家庭のお風呂が熱需要になるうかと思いますが、追い炊き機能がないなどの

理由により実質的に他のサービスによる代替がきかないケースもございます。また、熱供給事業法とは関係ございませんが、右側には、不動産の分譲・賃貸契約の中で、熱供給契約の締結が条件になっているケースもございます。

こうした例も勘案すると、規制なき独占により需要家利益が損なわれることを防ぐための措置が必要となります。資料16頁目に戻っていただきまして、左下青い囲みの二つ目の○の部分になりますが、経過措置が必要とされる地域を特定して、規制料金や供給義務を残していくことを提案いたしております。とはいえ、自由化のメリットを需要家の方にも享受いただけることも重要でありますので、規制料金とは別の、自由料金、自由メニューによる供給も可能としたいと考えております。したがって、この場合、規制料金については、最終的な供給保障としての性格を持つこととなるかと思っております。

資料18頁目は、ガスに関して本小委員会で取り上げた内容を、それから、19頁目には、やはり一般ガス事業に関して、自由化されている大口供給の部分について適正取引ガイドラインでの考え方を添付いたしております。

続きまして、大きく4つ目の論点にまいります。資料20頁目をご覧くださいと思います。ここではネットワーク規制について取り上げております。

熱供給事業は、電気やガスと異なり、導管は行きと帰りがあり、冷熱と温熱がある場合には4本導管が必要となったり、途中で需要場所で熱交換をしながら別の需要場所に行ってまた別の熱交換を行うため、長距離のネットワークを想定した場合には、補助熱源が必要となるケースもあり、長距離輸送には制約がございます。実際、現状の熱供給事業については、区域という概念はあるものの、電気やガスに比べると明らかに小規模・地点型のビジネスとなっております。また、近接する事業実施地域がある場合でも、この事業者が運用している導管と同じ温度等の条件で供給しているとは限らないこともあり、複数の供給区域が互いに接続している事例も限られています。さらに、他の事業者の導管を利用してその先にいる需要家に熱供給を行う、いわゆる小売託送を行っている事例はございません。

こうしたことを勘案すると、少なくとも現時点においては、託送義務や、託送料金規制といったネットワーク規制を設けるまでの必然性は特に認められないものと考えております。

資料21頁目は、ネットワークの設置や運用に係る熱供給事業法の適用関係について参考までに記させていただいております。

熱供給事業法の適用に当たっては、熱源を自ら所有しているか否かは関係ございません。導管についても自分で所有しているか否かではなく、一般の需要、すなわち不特定多数の需要に供給するために必要となる維持、運用を行っているかに着目して規制対象であるか否かを判断するとの

考え方になっています。したがって、例えば、複数の熱源から熱を買ってきて自ら運用する導管で熱を輸送する事業者がいたとしても、一般の需要に供給せず特定の者に卸売するようなケースは、熱供給事業法上は非規制で、料金等の供給条件も自由になっているというのが、現行制度の考え方です。

続きまして、大きく5つめの論点にまいります。資料は22頁目になります。

供給義務に係る対象としての供給区域の考え方がなくなり、ゆるやかな営業区域的なものになることを前提とすれば、限界的な部分で、営業区域が交錯する可能性も考えられます。熱供給は、先ほど申し上げましたように、熱源から、いろいろな需要場所をぐるっと回って熱交換を行い、熱交換後もとに戻ってくるという循環型のネットワーク形成をしているため、ちょっと隣で営業している人と導管がクロスすることも想定されます。ここで、厳格に「ここは自分の縄張りだ」的な法運用をしても実質的に需要家の利益が損なわれるケースもあり得ます。他方で、異なる事業者が全く並行して導管を敷設する場合には、国民経済的にみても望ましくないと考えられます。ここでは、電気事業における現行の特定規模電気事業者の自営線供給の仕組みも参考にしつつ、「著しい弊害がある場合」には止めるという仕組みで対応することを提案いたしております。

最後に、6つめの論点にまいります。資料23頁目において、制度改革の実施タイミングについて取り上げております。

熱供給システム改革については、新たな熱供給事業に供給事業者が対応した準備を行うとともに、需要家への周知も必要となります。個々の事業規模が電気やガスに比べると小さいことから、小所帯でこの準備を行っていくことになろうかと思えます。こうしたことも勘案し、また、本小委員会でもガス事業のシステム改革と並行してご検討いただいていることも踏まえ、ここでは、ガスシステム改革における小売自由化に向けたスケジュールも念頭におきつつ実施との提案でございます。

以上が、熱供給システム改革の内容として、事務局サイドからの提案でございます。

資料の24頁目以降には、参考資料として、前々回の小委委員会で熱供給事業及び事業法の概況について提示いたしました。その際の基礎的な資料を添付いたしました。説明は省略いたします。

事務局からは以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局からご説明がありました資料3の熱供給システム改革に係る主要論点についてご議論いただきたいと思います。ご質問あるいはご意見がありましたら、ご発言をお

願いたいと思います。

例によってご発言に当たっては、お手元の名札を立てていただくようお願いいたします。

それでは、どなたかご発言ご希望の方いらっしゃいますか。

それでは、杉本委員、どうぞご発言ください。

○杉本委員

熱供給ですけれども、都市ガスの利用者保護では、電気しか使えない冷房や照明と、電気以外でも使える暖房、給湯、厨房を合算して、家庭エネルギー消費に占める都市ガス比率は2割なので、都市ガスは代替性があるとされてきています。

その一方で、資料の17ページには、熱供給事業者以外を選択できる暖房と、それができない給湯では代替性がない実態をわかりやすく示した図が掲載されています。この横に厨房の図をもし並べるとしたら、簡易ガスや都市ガス同士の競争がなければ、集合住宅においても厨房や給湯に代替性がないことに当てはまると思います。

熱供給では、16ページの【制度の方向性】には、「実質的にほかの代替するエネルギーを選ぶことが難しいので、個別地域ごとに具体的に検討し、経過措置の必要性を判断することとしてはどうか」とありますけれども、丁寧でかつ適切な消費者保護だと感じています。

それから、16ページの視点では、簡易ガスや都市ガスの経過措置も整合性を持つべきだと思います。熱供給や簡易ガスでは、各団地自治会の合意も前提にするとよいと思っています。

都市ガスに関しては、全国消費者団体連絡会が主要な消費者団体の意見を集約しまして、今回の「国民の声」で提出しています。参考資料をご覧ください。2番目のものだと思います。都市ガスの競争状況の指標を疑問視するとともに、移行措置では「料金の移行措置に期限を設けることなく、原則全ての都市ガス事業者に適用し、その適用除外基準について別途、消費者が参加する検討機関又は個別の市区町村単位で判定してください」と要望しています。

この意見は、自由化される都市ガス家庭消費者2,900万件の意見を代弁しておりますので、この小委員会でご斟酌いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

そのほかにご発言ございますでしょうか。

それでは、どうぞ。すみません、委員を先ということで、引頭委員、お願いいたします。

○引頭委員

ご説明、ありがとうございます。基本的には事務局のご提案に同意しております。いろいろ

細かいところで良い部分はございますが、特に書面交付においてITを活用するというを当初からはっきりおっしゃっていることについて、世の中の流れに合っていると思ひまして、非常によいと思っております。ですが、質問が2点ございます。

まず、4ページ目の自然独占性のところで、【制度の方向性】の一番下の「事業退出時の事前の周知義務を課す」とありますが、先ほど杉本委員もご指摘されたように、すぐに他のエネルギー源への設備に変えられない需要家の場合もあると思ひますので、この部分についてはかなり丁寧にやっていただきたいと思ひます。そこで一点目の質問ですが、次の5ページ目に熱供給事業者の事業廃止の状況が書いてありますが、その際、需要家に対してどのような対応をされたのかについて、簡単にご説明していただけますでしょうか。

2点目は、17ページ目の経過措置についてです。視点2として、賃貸契約など不動産契約において、熱供給が定められていた場合、当該契約について経過措置が必要かもしれないというご提案をされていますが、具体的にどんなイメージをお持ちなのでしょうか。

以上、2点お願いします。

○山内委員長

では、事務局からお願いいたします。

○都築熱供給産業室長

引頭委員、ありがとうございます。

まず、2点ご指摘のうちの1点目でございますが、資料の5ページ目の廃止された事業者というところでございます。現在、熱供給事業法に基づきまして、廃止についても許可となっております。実態的にこうした廃止をされた方はどういうふうに対応しているのかということですが、実際に我々が廃止の許可をするときに、その人たちがどこからの供給も受けられないとか、代わり得るものが全く選択肢がない状態で迷ってしまうと、そういうようなことがないように、きちんとした代替策が確保されているかということは確認しながらやっております。

実例的に傾向的にあるのは、直近でも廃止している事例はあるんですが、集中型の熱供給システムから個別空調ですね、ビル単位の空調といったものに切り替えをして、切り替えが完了したところで、我が方に対して廃止許可の申請を出していただいたりという形で。これは事業者もそういったところにきちんと配慮いただいておりますし、我々としてもその確認はきちんと対応してきたというのが、これまでの実態でございます。

それがまず1点目でございます。

それから、2つ目は、17ページ目でございます。これは住宅の事例でございますが、地域によっては業務用の需要のところでもこうした入居条件になっているケースがございます。そういっ

たところについて、代替的な可能性というのはきちんと見ないといけなくて、本当はないんだとすると、規制なき独占の可能性があるので、これは何か考えなければいけないということではないかと考えております。

他方で、熱供給サービスには加入してくださいと言いつつも、特に業務用などの場合は、ビルとしては契約をしているんですけれども、その中のテナントが自分で空調システムを入れるということが排除されていないケースもございます。店子側ですね。そういうところでは、実態的な最終的な需要家については選択肢が確保されていると考える場合もあろうかと思っておりますので、右側の視点2に書いてあるようなやつが、これがあるとたちどころに経過措置が必要になるかどうかという判断ではなくて、もうちょっと実態判断が必要なのかなと思っております。実際に必要な地域についての判断に当たりますと、こうしたことも個別に判断というか、評価をして対応してまいりたいと考えております。

○山内委員長

よろしいですか。

ほかに、委員の方でご発言のご希望ございますでしょうか。

よろしかったら、辻オブザーバー、どうぞご発言を。

○辻オブザーバー

どうもありがとうございます。熱協会の辻でございます。

本日ご提示いただきました各論点の制度の方向性につきましては、我々熱協会の要望や、熱事業の実情にも十分配慮いただいております。我々としましても、改革の目的に沿いまして努力していく所存でございますけれども、一点、論点6の施行時期について希望を述べさせていただきたいと思っております。

需要家への周知期間などの準備期間がご懸念の点ということで論点にも掲げられております。先ほどちょっと話がございましたけれども、需要家への十分な周知を丁寧にやるというのは当然のことと考えております。我々の場合、需要家数はガスの需要家数に比べて1000分の1程度と少なく、小口の住宅系が経過措置の対象となる可能性があることを想定しますと、準備期間はガス等に比べてもかなり短くて済むのではなかろうかと考えております。

また、販売熱量の95%を占める業務系は、既に自由化されています大口の電気、ガスの対象であるお客様が多く、電気、ガスについてはいろいろと話し合いができていながらもかわらず、熱はその余地が全くないというのが現状でございます。大口についても、電気、ガスとも日に日に自由化による競争が進んできているように感じており、需要家のエネルギー全般に対する関心も高まってきていることから、我々としましても、もろもろの社会的要請にこたえていくとともに、

今回の熱供給システム改革の需要家の選択肢や、事業者の事業機会の拡大という目的を早期に実現したいと考えておりますので、ガスの小売自由化のタイミングとは切り離し、早期の施行をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山内委員長

よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにご発言ございますか。

特によろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、お聞きしたところ、今回の事務局からのご提案につきましては何点かご意見ございましたけれども、これは斟酌していただいた上で、基本的方向性にどなたも異論がないと判断いたします。そこで、この方向で取りまとめをお願いしたいと思っております。

(2) ガスシステム改革

・ 導管部門の中立性確保について

○山内委員長

それでは、議題の(2)に移ります。

議題の(2)につきましては、ガスシステム改革でございますが、導管部門の中立性確保についてでございます。

今回は、前回小委員会ですら議論いただきました議論を踏まえまして、第3グループのガス事業者にもオブザーバーとしてご出席いただいております。ここでまずその第3グループの方々からご発言をいただきたいと思っております。

それでは、順を追いますけれども、まずは京葉ガス株式会社の小井沢常務取締役、ご発言をお願いいたします。

○小井沢オブザーバー

京葉ガスでございます。本日このような場で発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。

お手元の資料4を用意してまいりました。

開いていただきまして、1ページ目で当社の導管の概要をご説明したいと思います。左側に位置図がございますが、当社は、5つの原料ソースを導入いたしまして、約90万件のお客様にガスをお届けしております。

このうちの高圧導管は、東京ガス及び東京電力からのLNG原料の受入れに伴って整備したものでございまして、原料ソースの多様化による供給安定性の向上という目的にしたものでござい

ます。その延長はおよそ21kmにすぎません。

一方で、中圧あるいは低圧の導管につきましては、お客様の需要に応じて都市ガスを配給するために整備したものでございまして、全導管延長の99%以上を占めているというのが当社の導管ネットワークの特徴となっております。

次に、2ページ目をご覧いただきたいと思います。第4回のガスシステム改革小委員会でご説明したことを抜粋したものでございます。

一番上でございます【当社の事業のあり方に対する発言】の中で、今回導管網の中立性の確保についての議論でもございますけれども、今回も同様に「ガスを安全に安価に安定供給することで、お客様に提供する価値を継続的に高めていく」という基本的な考え方については全く考え方の変化はございません。

その際、【当社発言 供給インフラの整備促進について】というところで、供給安定性、供給低廉化という視点から、原料の多様化を図ることが必要であり、インフラ整備が重要になるという発言をさせていただきました。

また、一番下の枠でございますが、【留意すべき点】ということで2点発言させていただいております。

1点目はガス事業者間の広域的な協力体制。これは災害時に非常に有効なので、今後の議論の際もご配慮いただきたいというお願いを申し上げました。

2点目は保安全般でございます。保安業務は都市ガス事業者の原点であり、今後も地域にお住まいの皆様安全確保に全力を尽くしてまいります。ついては、地域の都市ガス事業者が保安役割を担うことを明確化して、従業員が誇りを持って業務に取り組めるような制度にさせていただくよう要望しますという発言をいたしたところでございます。

最後、3ページ目でございますが、今回の導管網の整備と中立性の確保について考慮すべき事項を述べさせていただきたいと思います。

今まで、ガスシステム改革小委員会、さらにはガス安全小委員会で議論が進んでおりまして、当社ではこういった委員会における審議過程を注視しつつ、更なる経営効率化の推進などを鋭意検討し、できるところから実行するというようにしておりますけれども、今回の中立性の確保について考慮すべき事項ということで3点挙げさせていただいております。

まず1点目、保安の確保でございます。地震などの有事を含めまして、ガス漏えいなど保安情報は様々な部門から寄せられております。地震時のマイコンメーターの復旧対応など一時的に非常に多数のお問い合わせをいただくときには、現在、社内の総力を結集して対応いたしております。適切な中立性の確保と同時に、関係者の連携体制について配慮していくことが必要ではない

かと考えております。

2番目が価格低廉化でございます。2点述べさせていただきます。

1点目、価格の低廉化にはガス料金の過半を占める原料費の低減の実効性が非常に高いと考えております。そのためには、原料の多様化、ひいては原料流通を可能とするインフラ整備とそのインフラの中立性の確保が重要であると考えております。

一方、都市ガス事業では、製造・供給・営業を一体的に運営している事業者も多数存在いたします。1人の従業員が複数の業務を実施していることから、過度の分離によりまして非効率性が増すのではないかとのおそれがございます。分離方式によるコストへの影響については、もちろんまだ整理できている段階ではございませんけれども、恐らく小規模な事業者ほど分離による業務の非効率性及ぼす影響は大きくなるのではないかと推測され、ひいてはお客様に提供するガス料金にも影響してしまうのではないかと懸念をしているところでございます。

最後、3点目の安定供給でございます。原料の多様化は供給の安定性の向上にも資すると考えております。当社の製造部門である千葉熱量調整所は、東京電力から受けた気化したLNGを都市ガスに調整している所でございますが、この業務は導管部門で実施しておりまして、一体化の運用という形になっております。こういった効率的な運用が損なわれないような形になればありがたいと考えております。

今回議論になっておりますインフラ整備と中立性の確保に向けた制度設計と言いますのは、システム改革における最重要課題の一つであると考えておりますので、十分にご議論いただけるようお願い申し上げます。

これで説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、武陽ガス株式会社、山下代表取締役社長にご発言をお願いしたいと思います。

○山下オブザーバー

武陽ガスの社長の山下でございます。

お手元の資料5をご覧くださいと思います。今回、文章にいたしましたので、そちらを読ませていただきたいと思います。

今回、このような意見を述べさせていただく場をいただきまして、大変感謝しております。

本年1月30日の本委員会ヒアリングにて、小売自由化によりガス料金を低減するには、卸取引

の活性化、すなわち原料の仕入先を選択できるような卸取引環境の整備が必要である旨発言させていただきましたが、卸取引の活性化のためには、卸需給に供する導管利用の中立性確保、並びに卸料金に係る託送費の明確化が必要と考えております。

これが担保されないと、卸取引市場において導管と原料を保有する事業者が圧倒的に有利となるため、実質的には卸取引の競争環境はつくれず、結果的に小売市場も適正な競争環境にはなり得ません。まずは小売市場の上流である卸取引市場の新規参入を促進していただきたいと思っております。これは、原料を持たない新規小売事業者にとっても共通する課題であり、卸取引については、事後監視により不当に高い料金である場合には独占禁止法の範疇で国が介入するという方向性ですが、卸料金に係る託送費が明確でないと事後監視も困難かと思われま

す。また、将来的には、広域パイプラインの整備を促進していただき、できるだけ早い時期に卸取引の選択肢が拡大していくことを期待しております。

一方、第3グループを初めとする中小ガス事業者については、小売向け低圧導管が中心であり、社員数も少なく、託送に係る設備投資額や費用の把握も容易なため、現行制度の延長上として会計分離の精度を高めていくことは、それほど困難ではないと考えております。

第3グループが供給している郊外の地域は、都市部に比べて圧倒的に需要密度が低く、人口減少の深刻化も懸念され、新築着工件数も年々減少しております。弊社では30%台である都市ガス普及率の向上が一番の目標ですが、新築、既築を問わず、プロパンガスやオール電化との顧客獲得競争が日々激化しております。都市ガス導管を延伸する場合、既に他燃料をご利用の世帯に対して面的な需要獲得が必要となります。当然、導管を延伸しても必ずしも都市ガスをご使用いただけるわけではなく、既築のお宅を地道に1軒1軒回りながら、まずはこちらのお話を聞いていただけるかというところから始まります。ここが電力と大きく異なる点でもあります。都市ガスは内管工事等の初期投資が発生するため、大口、小口を問わず、お客様のメリットを鑑みて十分に折衝を重ねる必要があります。

これまでは、新規のお客様からいただくガス料金と導管敷設費用との比較で、何年で費用が回収できるかを検討し、敷設の是非を決定してまいりましたが、仮に小売事業者と導管事業者が区別された場合、導管敷設後、個々の世帯が新たに小売事業者を選択した場合でも、新規に都市ガス使用世帯を増やすための費用、並びに導管敷設費用を確実に回収できる制度となることが求められます。

一方で、電力でいうオール電化のように、既存の顧客に対する販売量増加のための提案営業、都市ガスで言えば既存需要家のメリットを鑑みて、ガスコージェネレーションやガス空調などを提案する業務は、小売事業者の範疇と考えられますが、天然ガスシフトに伴う分散型電源の普及、

もしくはエネルギー負荷平準化といった、国が目指す大きな方向性に合致する提案を、新規小売事業者が積極的に推進していただけるのか不安が残ります。

これまで都市ガス事業者は、コスト以外に保安や環境の観点等も含め、総合的な判断の下で需要メリットを整理し、お客様にご採用いただいていたわけで、今回の自由化が、これまで以上に天然ガスの普及拡大に資する制度となることを希望いたします。

中小ガス事業者は、これまでそれぞれの地域でNo. 1企業を目指し、行政とも深いかかわりを持ちながら、地域経済の発展にも貢献してきたと自負しており、これは現在、国が最重要課題に位置づける「地方創生」とも合致するものと考えております。世界で最も早く高齢化が進み、今後これまで以上に地域のネットワークを最大限に活かしたきめ細かいサービスが必要となることが予想される中、お客様の選択肢を拡大し、個々の企業努力に伴う多様なサービスを提供できるような制度とするには、これまで地域とともに発展してきた中小ガス事業者が、今後更なるサービス向上を目指し、発展できるような制度である必要があると考えます。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、中部ガス株式会社、鳥居代表取締役専務にお願いいたします。

○鳥居オブザーバー

中部ガスでございます。お手元の資料6を見ていただきたいと思います。

当社は、原料の天然ガスを東邦ガスから中圧導管（資料6の左側の一番下の導管です）により卸供給を受けまして豊橋地区の天然ガス転換を行い、その後、浜松地区の天然ガス転換のために、豊橋市から中圧導管を約30km延伸しました。その翌年には、導管の末端に需要があるため、安定供給に向けて、浜松でLNGのサテライト基地を稼働して、全社の転換をしてまいりました。

販売量の増大に合わせて、LNGサテライト基地の増設等を実施し、2007年には、東邦ガス第2受入れラインから受入れを開始しております。これは左側の豊川市のところの導管で、2メガパスカル仕様の導管でございます。

現在は、静岡ガスとの共同事業である静岡－浜松間の高圧パイプライン（静浜パイプラインと称しております）を建設中で、来年後半に全線開通予定であります。まさに需要に対応して導管ネットワークを構築してきたという経緯でございます。

現在、原料の高止まりや、周辺部における他燃料や、LNGローリーとの競合など、厳しい環境にはありますが、需要拡大が急務となっております。

以上のとおり、我が社の状況は、卸供給がほとんどを占める当社としては、卸元の導管部門の

中立性確保に関しましては、供給インフラのアクセス性の向上によって卸の選択肢が広がり、利便性が高まることを期待しております。

今後は、原料調達先の選択肢の拡大により、中長期的なエネルギーの安定・安価な供給に向けてあらゆる可能性を追求していきたいと考えております。

併せて、適正な卸取引の確保につきまして、国による卸料金等の取引条件の監視などの方策の検討をお願いしたいところであります。

さて、導管部門の中立性確保策として、分離の方法として法的分離が挙げられておりますが、当社では社内組織は区分されておりますが、緊急時の対応や宿日直などの業務につきましては、要員数を確保するために組織横断的に実施しております。会社分割に伴う費用負担の影響とか、当社のように2つの事業拠点に分割されている状況もありまして、会社分割となった場合の問題など、法的分離による影響は現在ではよくわからないところがございますので、早急な結論づけがなされないように検討をお願いしたいと思います。

お終いになりますが、前回資料の「供給インフラの整備促進の在り方」の中で、例えば東京と名古屋の間は高圧導管で接続されていないとの記載がございますが、当社のエリアで、先ほどご説明しました中圧導管はありますが、高圧導管がまだ未整備という状況になっております。

我々は、民間事業者として自らの事業の必要性及び事業採算性を勘案し、投資判断をしてきました。当社規模ではなかなか投資できないような多大な投資を決断しまして、豊浜パイプラインを建設しておりますが、現時点では浜松－豊橋間につきましては高圧導管の建設は計画しておりません。その打開のためには、導管網整備と天然ガス火力発電所や、天然ガスコージェネレーション等、沿線の天然ガス需要増加を一体的に進めることによって、我々としては、需要の不確実性の解消に向けた公的支援という方策につきましても併せて検討をしていただきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

次に、大津市企業局、野村局長をお願いいたします。

○野村オブザーバー

大津市企業局の野村でございます。本日、このような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。大津市からは、導管部門の中立性確保策と、同時同量制度の2点について申し上げたいと思います。

まず、1点目の導管部門の分離方式についてでございます。現在、都市ガス大手3社を対象に

会計分離、法的分離、所有権分離の方式について検討されておりますけれども、平成11年に大手ガス事業者を対象に接続供給として開始された託送供給が、平成16年には全てのガス事業者に拡大された経緯から、我々中小ガス事業者、公営ガス事業者にも波及してくるのではないかと懸念をしているところでございます。

とりわけ法人格のない公営ガス事業者におきましては、法的分離、所有権分離の方式につきましては、公営企業の組織としての管理者制度や、人事管理などからその対応ができないのではないかと危惧しているところでございます。

また、大津市企業局では、ガス事業に加えまして、水道・下水道事業を行っており、そのメリットを活かして管理業務の共通化、検針・徴収業務の一体的な運営や、水道・下水道工事との共同施工など、事業経営の効率化を図っているところでございます。そうした中、ガス事業を分離した場合、効率的な運営に影響が出るのではないかと懸念するところでございます。このような懸念点につきまして、制度設計に際しご配慮をいただきたいと願うところでございます。

次に、2点目は託送範囲拡大に伴う同時同量制度の見直しについてでございます。本市では、原料ガスを大手ガス事業者から卸供給で受けておりまして、管内の需給のインバランスにつきましては、本市のパイプラインの貯蔵能力でも調整をいたしておりますけれども、その大半を卸元のネットワークに委ねているところでございます。

本市が託送供給を引き受ける場合、受入れ時点で大きく2つに分類されることとなります。ひとつは大津市管内で受け入れる場合、もう一つは、大津市管内以外で注入し、卸供給に含めて受け入れる場合でございます。

前者の大津市管内で受け入れる場合の同時同量の託送管理につきましては、本市と託送供給依頼者で供給管理することになりますが、後者の卸供給に含めて受け入れる場合、同時同量の託送管理を誰がどのように実施していくのか。今後見直される同時同量制度の設計によりましては、既存の卸供給にも影響を及ぼす可能性も予想されることから、技術的な検討等につきましても、併せて整理いただきまして、実効性に即した制度設計をお願いしたいと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも地域の公営ガス事業者といたしまして、お客様への安定供給と保安を第一に、いつまでも安心・安全にお使いいただけるよう、大津市企業局といたしましても、新たな制度にのっとり公営ガス事業者の使命を果たしていきたいと考えておりますので、中小・公営事業者の声も制度設計に考慮・反映していただくことをお願いいたしまして、私の発表とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございました。

第3グループの皆様、お忙しいところをご協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、そのほかに電力事業者からも資料の提出がございますので、説明をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○北村オブザーバー

関西電力でございます。導管部門の中立性確保に関しまして、新規参入者として、東京、中部、関西の3電力の意見を改めて申し上げたいと思っております。お手元のペーパー、資料7でございます。

私どもはこれまで10年以上にわたりまして縷々改善要望を訴えてまいりましたが、事業者間での協議に長時間を要しまして、結果として小刻みな制度改正がなされましても、いまだ改善のされない事項が数多く残っているのが現状と認識しております。今回の見直しにおきましては、これまでのように事業者間での相対協議で解決せねばならないような部分が残ることがないように、また課題の積み残しがないようにしていただきたいと考えております。

また、今後のガス小売全面自由化に際しまして、お客様が期待されております競争の活性化と、選択肢の拡大を早期に実現していくためには、よりスピード感を持った実効性のある見直しを行い、具体的な成果が外部からも確認できる形で進めていく必要があると考えます。そういう観点で申し上げますと、前回、大手3社の一般ガス事業者様から前向きなご提案がございましたが、具体的な内容や導入時期が分からないこと、さらには、同時同量ルールなど抜本的に見直すべき内容や項目自体も不足していると考えております。

したがって、事務局資料の1ページに記載のあります「A-(2-1)料金の公平性・透明性」及び「A-(2-2)導管利用条件の公平性・透明性」を確保するという点では、不十分であると言わざるを得ないと考えております。

次に、これまで申し上げてきました内容と重複いたしますが、いろいろな不十分な点の中でも代表的なものを改めて具体的に3点申し上げたいと思っております。

1点目は、「A-(2-1)料金の公平性・透明性」の項目についてでございます。

行政によりますチェックや、一般ガス事業者様からご提案のございました専門家による追加監査等によるチェックにつきましては、託送料金や託送収支が法令に定められたルールに基づいて算定されていることは確認できたとしましても、託送部門に直下できない費用や配賦の考え方など、事業者の裁量に委ねられる部分のチェックには限界があるのではないかと考えます。

また、気化圧送コストにつきましては、従来から気化コストが託送コストに配賦されるのは不適當ではないかと私どもが問題提起をし、不算入とする結論が得られるまでに、度重なる議論と

相当の期間が費やされたという点、また、不算入と決定されたにもかかわらず、経過措置によりいまだに託送料金に含まれている点を考えますと、行政や第三者による監査で適切でない費用配賦等が確実に是正されるのか懸念を持っております。

このようなままですと、一般ガス事業者の小売側のコストが託送側のコストに転嫁されることとなり、下がるはずの託送料金が高いままに留まるということが考えられます。その結果、私ども新規参入者は高い託送料金に自社の小売側のコストを合わせたガス価格で競争いたしますので、ガス価格もおのずと高止まりとなり、お客様が本来下がるはずの料金メリットを享受できずに不利益を被るおそれがあるのではないかと考えております。

2点目は、「A－(2－2) 導管利用条件の公平性・透明性」の項目のうちの同時同量制度についてでございます。

事務局の資料8ページに記載がございますように、私ども新規参入者は1時間単位の同時同量を実施する一方で、一般ガス事業者は導管の貯蔵機能を活用しまして、製造設備の効率的な運用を行っておられます。新規参入者は導管の貯蔵機能も含めた託送料金を支払っているにもかかわらず、導管の貯蔵機能を活用できないということで、製造設備の効率的な運用メリットを享受できずに不公平であるとともに、ガス料金が高止まりとなってお客様が不利益を被るおそれがあるのではないかと考えています。

こういった点で、現行の制度は公平性・透明性が不十分でありまして、前回一般ガス事業者様からご提案のありましたプロファイリング託送方式を採用したといたしましても、それらの点は改善されないと考えます。導管の貯蔵機能を活用した製造設備の効率的な運用を私ども新規参入者も可能とするような見直しが必要であると考えております。

3点目は、2点目と同じく「A－(2－2) 導管利用条件の公平性・透明性」の項目に関してでございますが、先般、一般ガス事業者様から案としてご提案がありました需要家情報開示センターについてでございます。

全面の自由化では、現行より需要家件数が圧倒的に膨大となりまして、著しい数の情報開示請求の発生が予想されます。実運用におきましては、スムーズに新規参入者が情報を活用できるようにするためには、インターネットなどのITを活用したスイッチングシステムが必須となると考えます。それについて検討をお願いしたいと思います。

その際、需要家の情報として保安業務に関連する必要な消費機器情報につきましても、小売事業者間での円滑な情報提供、導管事業者との情報連携の強化が可能となりますように、需要家の託送料金・使用実績等と併せまして、スイッチングシステムで託送部門が一元的に管理することも是非ともご検討をお願いしたいと考えております。

少し長くなりましたが、最後に保安に関して少し述べさせていただきます。

事務局資料の11ページに、「B－（4）災害時の保安体制」について記載がございます。導管事業者が行う災害時保安連携の小売事業者の協力につきましては、中立性確保のどの方式かにかかわらず必要となるものでありますので、私ども新規参入者といたしましても、小売事業者として積極的に導管事業者に協力いたしまして、災害復旧に努めてまいりたいと考えております。

今後、全面自由化されました市場におきまして、多様な新規参入者が参加し、速やかに競争の活性化を達成していくためには、現行ルールの延長線上の見直しに限定するのではなく、エネルギー市場間の公平な競争基盤の確保という観点も含めまして、事業者間での協議に長期間を要し、不公平な競争環境が長く続くことのないように、是非とも実効性のある見直しを実施していただきたいと要望いたします。

また、この実効性のある見直しと並行しまして、これまで議論されてまいりました種々の競争促進策や、前回ご提案いただきました自主的取組の中で早期に実現できるものは、速やかな実行をお願いしたいと考えます。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、事務局から資料8についてご説明をお願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

資料8、「導管部門の中立性確保について」をご覧ください。

本日のオブザーバーの発言も踏まえ、小売事業の全面自由化を見据えた導管部門の中立性確保策として、会計分離、法的分離及び所有権分離の間でいずれが適当か、公平・中立・透明な競争環境の整備に向けて具体的にどのような違いがあるのか整理した上で選択する。その選択をする上での材料をまとめたがこの資料です。

1 ページ目の表がその概観です。会計分離、法的分離及び所有権分離の3つの方式について、それぞれの違いをA－（1）から（3）にある中立性確保の視点、それから、B－（1）から（4）にある中立性確保に伴う影響ごとに比較しています。○はその視点を十分に満たす、△、▲、×の順に、その充足度が減っていく、劣っていくということを表しています。

2 ページ目以降に、各事項に説明を加えております。

2 ページ目にお進みください。一番下にあるA－（1）は中立性の確保です。すなわち、3 ページ目に説明がありますが、ある事業者の小売部門が自社の導管部門に影響力を行使することで、中立性・効率性を失するおそれをどれだけ抑制することができるかがこの観点です。

「所有権分離」の場合、導管事業者と小売事業者との間で資本関係を有することが許容されな
いため、そのおそれはありません。したがって、○としました。

「法的分離」は、導管事業者と小売事業者との間で資本関係を有することが許容されるため、
こうしたおそれを当然には抑制できません。ただし、3ページ以降の①から⑤、①の取締役等の
資格、②の機関設計、③の人事管理、④の業務委託、⑤の利益移転の制限といった、中立性を確
保する一定の行為規制を課すことで、こうしたおそれを抑制することができます。そして、実態
に応じて規制の水準を調整できる柔軟性を有するため、△～○としました。

「～」というのは、それらの間で規制の水準を事後的に調整できるという趣旨で書いておりま
す。

なお、「会計分離」については、同一法人にいずれの部門も属することから、行為規制により
上記のようなおそれを抑制することは困難であるとして、△としています。

5ページに進んでください。A-（2-1）の料金の公平性・透明性です。「所有権分離」の
みならず、「法的分離」においても、導管部門と非導管部門との間の資金の移転や取引の実態を
同一法人内における部門間のやりとりではなく、法人間の契約行為として外部から確認すること
ができるため、透明性・公平性は「会計分離」に比べ高まります。したがって、両方とも○とし
ました。

「会計分離」の場合、現状においても託送供給料金の算定ルールや会計整理によりコストの透
明性は一定程度確保されています。しかしながら、同一法人に属する部門別の費用の配賦につい
ては、例えば、区分が困難な費用は人員比や固定資産額の比率などにより配分することとなるた
め、透明性は「法的分離」や「所有権分離」に比べて低くなります。したがって、△としていま
す。

その上で、6ページをご覧くださいなのですが、前回の小委員会の東京ガス、大阪ガス、東
邦ガスの改善策も含め、「会計分離」の下で託送供給料金の公平性・透明性を、「法的分離」や
「所有権分離」にどの程度まで近づけることができるか、それを検証する必要があります。

具体的には、6ページの【図表2】に書いてありますが、単一の「法人の会計分離」では、託
送原価を導く場合、区分困難な費用を機械的に按分することになります。この透明性を合理的な
コストで十分に高めることができるかが焦点となります。

なお、7ページの第2段落に記載しましたが、「法的分離」及び「所有権分離」では、託送収
支計算の審査や監査の対象が絞られるため、その手続、作業コストが抑えられるというメリッ
トがあります。この点もご勘案ください。

次に、7ページのA-（2-2）、これは導管利用条件の公平性・透明性の比較です。

「法的分離」や「所有権分離」の場合、グループ内の非導管事業者のガスを受け入れて供給することも、法律上託送供給に該当することとなります。したがって、グループ外の非導管事業者のガスの託送供給と料金以外の利用条件や託送の方法は同じになります。公平性を確認するための監視コストも「会計分離」より低くなります。このため、両方とも○としました。

一方、「会計分離」の場合、現行制度では自社の導管を使うことは託送には該当せず、託送供給約款の対象にはなりません。このため、8ページの【図表3】のように、具体的に違いが現れていますが、託送を利用する方の導管の送出手続きと、自ら導管を有する人がガスを送出手続きの仕方が異なることとなります。これは、一般ガス事業者が自らの導管に通す場合には、ネットワーク全体の圧力当を維持・運用するという役割を果たしているとの観点も含まれます。

そのため、この差について仮に解消されないならば、すなわち、表に書いてあるような、▲→?が○にならないならば、公平性は「法的分離」や「所有権分離」と同程度まで確保されないということになります。こうした条件において、競争条件が同等である、あるいは、新規参入者が納得して競争していけるかということを検証する必要があります。

9ページにお進みください。A-（3）、ガス導管事業を行うことに伴うメリット享受の抑制です。具体的にはブランド価値の利用ということになります。

「所有権分離」は、導管事業者と小売事業者等との間で資本関係を有することが許容されません。そのため、こうしたメリット享受のおそれはないことになり、○としました。

一方、「会計分離」は、同一法人に属する小売部門のメリットを享受することを抑制することは困難である。そのため、×としました。

「法的分離」については、分社化により社名が変更されることに加え、行為規制として社名、商標等に関する規律などを課せば、こうしたおそれを一定程度抑制することができます。また、こういう行為規制については実態に応じて調整できる柔軟性も有します。そこで△としております。

9ページ下のB-（1）は分離によるコスト・時間的影響です。

「会計分離」は、法人の分離が必要なく、影響が抑制されるため、○としております。

「法的分離」は、分割などのコストがあるため、△。

「所有権分離」は、さらに資本関係まで解消する必要があるため、▲としております。

次が、10ページにありますB-（2）、導管の延伸に対する影響です。

前回までの小委員会において、「法的分離」や「所有権分離」では、需要開拓と一体となった導管整備が抑制されるおそれがあるという指摘がある一方で、中立性が「法的分離」や「所有権分離」により高まれば、あらゆる小売事業者の要望を踏まえて導管整備を行うため、かえって導

管整備は進むのではないかと指摘の双方がありました。いずれが勝るかは一概には言えないため、今回の表では、いずれの分離についても△か○どちらかではないかという形にしております。

なお、10ページ目の一番下の段落にあるように、「法的分離」や「所有権分離」の下でも、導管事業者が小売事業者に潜在的な利用の需要調査を依頼し、その調査費用を託送供給料金で回収できる仕組みなどを用意すれば、需要開拓と一体となった導管整備に寄与することは可能ではないかと考えられます。

次に、11ページ上のB-（3）、資金調達です。海外資源の権益などガスの安定供給に必要な資金調達に支障を来さないようにする観点から、資金調達をグループ全体の規模を生かして行うことは意義があると考えます。

「所有権分離」の場合、導管事業者を含めた一括資金調達が困難となるため、資金調達に支障を来すおそれがあります。このため、×としました。

「会計分離」の場合、こうした支障はないので、○ですが、一方で中立性を損なうおそれがあります。

「法的分離」の場合、行為規制を設けることにより、こうした中立性のおそれを抑制することができます。一方で、実態に応じて規制の水準を柔軟に調整することも可能であります。したがって、法的分離のところは、×～○としております。

11ページ下のB-（4）は災害時の保安体制です。具体的には、12ページに書いていますが、これまで地震などの災害が発生した場合、被害状況や供給途絶の状況の把握、あるいは、メーターの動き方などに関する需要家からの問い合わせ対応、基本的にはこれらは導管事業者が行うことになっておりますが、人員が不足する場合には他部門の職員が手伝ってきたという実績、経験があります。

「会計分離」では、こうした従来の連携を維持できるということで、○としております。

「法的分離」や「所有権分離」でも、こうした連携のために必要な業務委託や、平時からの共同訓練、さらには保安に関する技術を共有するための人員管理を柔軟に認めれば、「会計分離」並みの確保をすることができるのではないかと考えます。ここも検証していただきたいので、△～○という形で記載しております。

これらを踏まえまして、2. まとめと論点です。以上の論点を踏まえて、1ページの表を見ながら検討いただきたいと思います。「所有権分離」は、中立性確保が確実かつ高い水準で実現できる一方で、一度これを選択すると元の形には戻れないという問題があり、小口供給が全面自由化される制度改正の中で、こうした硬直性が果たして妥当と言えるかどうかということの一つの論点となります。

「会計分離」と「法的分離」は、「所有権分離」に比較して、こうした硬直性が認められない点ではおおむね共通しております。その上で、1ページの表で太い線で囲っておりますが、「会計分離」と「法的分離」がA-(2-1)あるいは(2-2)のところで差があるか、あるいは、その差が縮まると考えられるかが焦点となります。

一方、B-(2)から(4)で具体的に分離方式に伴う影響があるとされた点については、グループ経営を前提として資金融通などを認めることにより、「法的分離」であってもそれらの影響を解消することが可能であるかということをご検討いただきたいと思います。

こうしたことを踏まえて、13ページ目の第3段落ですけれども、現行制度である「会計分離」の下で、更なる中立性確保を導管事業者に求めていくこととするか、それとも、これまでの経験から「会計分離」では十分な中立性の確保が困難と認識して「法的分離」を選択するか、こうした政策の選択肢についてどう考えるか。なお、「会計分離」により更なる中立性の確保を事業者に求める場合には、将来的に「法的分離」を選択することも視野に入れるのか、それとも、「会計分離」のまま改善の取組みを継続するのか、併せて考慮すべきではないか。これが本日の1番目の論点となります。

2番目の論点はその次の段落でありまして、導管の総延長あるいはその導管を使って行われる小売の供給量、さらには託送実績、それから、公平性・透明性に関する具体的な懸念がどれだけ出ているかを踏まえると、今回、仮に「法的分離」を選択する場合には、大手3社を対象にするというのが妥当ではないかと考えておりますが、ここについてもご審議いただきたいと思います。これが第2番目の論点です。

3つ目の論点が、13ページの3. 準備期間です。

欧州委員会の第二次パッケージでは、小売全面自由化と同時に「法的分離」を義務づけています。

一方で、仮に「法的分離」を採用する場合には、分離に伴うシステム開発や要員の訓練、検証作業など、万全の備えを行うことが欠かせません。資産の仕分け作業等の準備を行う必要もあります。「法的分離」を実施する場合、導管事業者と小売事業者の連携を十分に確保するためにも、準備期間は十分に設ける必要があります。

これらの観点を踏まえ、中立性確保措置の実施時期については、小売事業の全面自由化の実施時期を念頭に置きつつも、都市ガスの安定供給等に支障を生じない一定の準備期間を設定することが適切ではないか。これについてもご検討いただきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、資料9についてはいかがですか。

○横島ガス市場整備課長

本日ご欠席の柏木委員からは、書面によって本日の論点についての意見を提出いただいております。資料9をご覧ください。具体的な意見は裏の2ページ目を書いてあります。こちらもご参照の上、ご審議いただきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、議論に移りますが、その前に、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスにおかれましては、ご発言があればここで承りたいと思います。

○高松オブザーバー

東京ガスの高松でございます。委員の先生の前にご発言させていただきまして、申し訳ございません。

導管部門の中立性の確保につきましては、私どもといたしましては、前回はご提案申し上げました具体的な改善策をさらにブラッシュアップしてまいりたいと思っておりますし、委員の皆様からのご指摘、それから、本日、第3グループの皆様、それから、電力会社3社様からもご指摘いただきました。こうしたものを踏まえまして、可能なかぎり更なる改善を尽くしてまいりたいと考えていることは従来と全く変わりございませんので、今後ともぜひご指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

また、本日は、今、横島課長から3つの分離形式につきましてご説明いただきまして、私どもとしてもその内容について理解が深まったところでございます。そうした基本認識を踏まえまして、本日ご議論される導管部門の中立性確保の一方法でございます「法的分離」について、内容というよりも、私ども100%民間の株式会社を運営している者として一言発言させていただきたいと思っております。

法的分離、いわゆる会社分割でございますけれども、私ども100%株式を民間に公開している者にとっては極めて重大な事案と考えております。まず、実施に当たりましては、株主総会における特別決議が必要でございまして、3分の2以上の株主様のご賛同が必要となるということでございます。

加えまして、事業の有り様が大きく変わるということでございますれば、ガスを実際にお使いいただいているお客様からもご賛同いただけるのか。弊社で言えば1,100万件を超えるお客様に

ガスを使っていたいておりますけれども、そういう方についてもご理解いただけるのか。

さらに、実際にガス事業の現場で働いている従業員もおりますので、そうした者にも納得してもらう必要があるなど、広く申し上げれば、社会全体の理解と納得、ご賛同の下に進めていくべき重要事案というふうに認識しております。

ガスシステム改革と電力システム改革の目的の違いとか、取り巻く環境の違い、それから、そもそのガスと電気の違い等を踏まえまして、法的分離の問題に限らず、今後、個別具体的事案については、社会全体の理解と納得が得られるように進めていくことが大切なのではないかと私どもとしては考えております。

そういった観点からいたしますと、今回の事務局の資料につきましては、導管部門の中立性・透明性の視点だけではなくて、導管延伸とか資金調達、災害時対応等の、言わばガス事業固有の懸念事項についても列挙されており、私どもが言うのは僭越ではございますが、非常にバランスよく書いていただいているのではないかなと思っております。今後、この資料を基にさらに広範な多岐にわたる論点から、具体的で丁寧なご議論が尽くされることをぜひともお願い申し上げたいと思っております。

また、今後のご議論については本日のこの資料を基に進められると思っております。先生たちのご発言の前に僭越ではございますけれども、私ども実際にガス事業を運営している者といたしまして、今後の議論を深めていただく観点から、事務局作成の資料につきまして、大阪ガスの松坂常務、東邦ガスの富成常務ともに何点かご意見、場合によっては内容のご確認もさせていただきたいと思っております。

1点目は私からでございますが、1ページ目の表について少し教えていただきたいと思っております。1ページ目の表に○、×、△という記号がございますが、私どもはなかなか見慣れないものでありまして、これをどう理解したらいいかということでございます。この記号による評価が今後の議論、すなわち、分離方式の決定に相当大きな影響を与えるのではないかと考えており、中身について教えていただければと思います。

そもそもこの○、×、△というのは何を表しているのでしょうか。○が100点で、×が0点ということなのか、もしくは、全体を相対評価されているのか、絶対評価されているのか、そのベースとなる基準はどういうことか、そういう意味でこの記号の意味するところというか、よって立つところについて教えていただければと思っております。

それから、もう一点は、中立性以下のところ、Bの部分について私どもの懸念事項を整理して書いていただき、誠にありがとうございます。ただ、私どもの感覚からすると、B-（1）からB-（4）の項目については、相当実務的な検証が必要なのではないかと考えておりまして、一

定の実務的な検討を行って初めて結論が出る項目なのではないかと考えております。

そういう意味で申し上げれば、事務局で相当実務的な検証はされていると思っておりますが、
どういう実務的な検証を踏まえてこのような評価になったのかということについても、差し障り
のない範囲で教えていただければ幸いです。

以下、何点かございますので、大阪ガスの松坂常務、東邦ガスの富成常務のほうからもご発言
を許していただきたいと思っております。

○松坂オブザーバー

大阪ガスの松坂でございます。私のほうからも数点ご質問、ご意見を申し上げたいと思います。

基本スタンスにつきましては、今、高松常務から申し上げたとおりでございますが、特に導管
の利用条件の公平性・透明性というA-（2-2）につきましては、私どもからみまして、会計
分離か法的分離かという区分よりも、課題としてお示しになられている内容が、託送のオペレー
ションルールに起因するものではないかなと思っております。

もう少し具体的に言えば、会計分離と法的分離の評価をされるための前提になるオペレーショ
ンルールが異なっているのではないかとということでございます。従って、これを合わせれば、評
価そのものがこんなに大きく変わることはないのではないかとということでございます。

何を申し上げたいかと言いますと、例えば、我々既存事業者が1時間で同時同量を行っていない
とか、あるいは、新規参入者がガスホルダー等の導管の貯蔵機能を活用できていないこと等、
例示をされているわけでございますが、前回も私どもからご説明いたしましたように、そもそも
新規参入者の方のオペレーション上の役割分担と、既存事業者の役割分担が異なっていることに
起因して、こういう問題は起こっているという理解でございます。したがって、おのずと仕組み
上イコール・フットィングにならないということで、横島課長からもそこは多少触れていただい
たかと思うんですけれども、その辺をご理解いただきたいと思っております。

現行の託送のオペレーションルールは、新規参入者の方は払出し量と注入量をおおむね一致さ
せていただく。その役割を果たしていただくと、細かいオペレーションは免責されておられま
すし、先般も出ましたけれども、アクセスポイントから実流で届かないところにもガスが供給さ
れるというベネフィットもおありだと思います。

既存事業者にとりましては、全体の需給調整とか、あるいは、振替供給的な役割を担うことにな
るわけでございますけれども、一方で大口のお客様に通信用のメーターをつけなくていいとか、
そういうコスト的なメリットがこちらにもあるということで、双方にメリットがある、ベネフィ
ットがある、現実的なルールでこれまでやってきているという理解でございます。

これが新規参入者の皆様からみてそもそもこの役割分担を見直すべきだということも含めてと

いうご提案であれば、我々は様々な観点から十分な検討をさせていただきたいと思ひますし、前向きな検討をさせていただきたいと思ひ次第でございます。これが1点目でございます。

2点目は、料金の公平性・透明性、あるいは、9ページの分離によるコスト、この2つにつきまして、監視コストとか分離コストが示されておられますが、これも一つの観点かと思ひます。これは今すぐにお示しいたきたいということではございませんが、是非分離のためのコストと監視のためのコストをもう少し定量的にお示しいただけないでしょうかということでございます。ここを比較するというこゝも意味があるかと。

その際に、監視コストでは、例えば会計分離の際に、領収書段階から全てチェックをしなければいけないという例示もされておられますけれども、もう少し現実的な考え方も幾つかあるかと思ひますので、そういう手法の中でコストベネフィットと言ひますか、コスト比較をお願いできればという思ひでございます。

最後に、電力事業者さんから前回は今回もエネルギー市場間の公平な競争基盤の確保という観点からのご発言がございました。今回の導管部門の中立性は、ガスのシステム改革というのはまた違ふ根っこから発生しているものでございますから、私どもは都市ガスのシステムの中での判断をいただけると思ひしておりますけれども、電力さんでの事例を参照して、もし公平性という観点が大きく入ってくるということであれば、私どもが電力市場にといひますか、相互参入する際の参入の容易性の問題とか、あるいは、資金調達の間では、これも決して私どもが求めるわけではございませんが、一般担保の問題も引き続き暫定的に延ばされるという問題もござひます。

そういう観点からもご評価いただかなければならないと思ひしております。私たちはそちらの議論をしていただきたいという思ひではございませんけれども、都市ガスのシステムとして肅々として判断をいただければ結構かと思ひますので、そういう観点から3点申し上げさせていただきます。

以上でございます。

○富成オブザーバー

東邦ガスの富成でございます。よろしくお願ひします。私からは大きく2点申し上げます。

1点目は、資料の7ページから8ページにかけて記載されております、導管利用条件の公平性・透明性ということでございます。今の松坂常務のご発言も一部重複しますが、記載の内容について具体的に申し上げます。

まず、ホルダー等の貯蔵機能の活用ということでございます。当社の実績では、ピーク時間帯の需要に対するガス送出量のうち、そこに占める貯蔵機能の活用分がおおむね10%程度でございます。現行の託送制度におきましても、1時間同時同量には±10%のアローアンスが認められ

ているところでございます。

続きまして、前回ご提案しましたプロファイリング託送方式の関連でございます。前回もご説明しましたように、一般ガス事業者は、ネットワーク全体の圧力と流量を常時監視する中でガスの送出量を調整しまして、ネットワークのバランスを維持しております。加えまして、LNGの在庫調整も行いながら安定供給を確保しているところでございます。

松坂常務からもご指摘がありましたけれども、このように既存事業者と新規参入者とは根本的に役割が違うということでございます。そういう中で、既存事業者が注入量と実消費量の差異が生じるプロファイリング方式を採用するということは安定供給に支障をきたすため、私個人としては不可能と考えております。一方で、新規参入者が既存事業者と同じオペレーションを求めるといふことであれば、私どもと同様、私どもの供給指令の指示に従っていただいて、注入量を需要変動に応じて調整していただくということは、選択肢の一つになり得るものと考えております。

ただ、前回私どもがプロファイリング方式をご提案した理由は、その時々々の需要変動に応じて調整するよりも、あらかじめ決められた計画どおりの注入とした方が、新規参入者の方にとってよりオペレーションがやりやすいだろうと思ったからでございます。我々としては、前回ご提案した方策が全てと思っておりません。これを出発点として、新規参入者のご意見も聞きながら、具体的な運用を検討しまして、新規参入者の方にもお客様にも満足していただける制度、運用になるよう、極力努力してまいりたいと考えております。この点をご理解をお願いしたいと思います。

いずれにしましても、ここで指摘されている点は、安定供給を大前提とする中で託送の制度と運用をどうするのかという問題でありまして、仮に法的分離をする場合でも同じ検討が必要になるということでございます。したがって、これらの問題は、会計分離か法的分離かを議論する上での判断材料とはなり得ないと考えておりますが、いかがでしょうか。

続きまして、2点目でございます。事務局資料のご説明時に少し触れられておりましたが、資料に記載のない課題について少し申し上げます。

法的分離に伴う資金調達などへの影響の可能性につきましては、資料中にも記載があるところでございますが、こうした問題が顕在化した場合には、例えばLNG調達などへの影響も懸念されるところでございます。当社はそれほど規模が大きいわけでもありませんし、あまり派手な行動もとりませんので、新聞紙上をにぎわすことは非常に少ないわけですが、それでも低廉なLNG調達に向け、上流への投資も含めましてあらゆる方策を検討しており、今後順次実現していきたいと考えているところであります。こうした中で、法的分離に伴う影響が出た場合、LNG調達に影響するということに加えまして、何よりもお客様メリットにつながらないというこ

とを懸念しております。

このように資料に記載のない点について、一点は例示しましたが、他にも心配な点がありますので、今後の検討においてご配慮いただければと思います。

私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

ご発言よろしいですか。どうぞ。

○高松オブザーバー

委員の先生の前に長々と申し訳ございません。いろいろと申し上げましたが、もちろんこの場で全てお答えいただくとは思っておりませんので、もし可能であれば今回でも結構でございますし、また次回でも結構でございます。私ども実際にガス事業を運営している者としての懸念を申し上げました。よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、議論に移りたいと思います。橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

まず、前回お願いした第3グループ及び北村さんをお呼びするということを実現していただきまして、感謝いたします。お呼びしていろいろ情報が豊富化して議論が進んだと思います。私は決して丁寧なやれということと、時間かけて伸ばして誤魔化せと言っているつもりはないので、きょう学習したことでも大分意見が具体化してきたところがあります。

先ほど課長が言われた大きな論点の1番目ですね。まず、1ページの表を使った議論というところ。私も実は論文でこの○、×、△をよく使います。先ほどご批判を受けたように定量化されていないのではないかとことを言われますが、私自身はこの表があつて頭を整理するのに非常に役に立ちましたので、4段階ではなくて3段階にしてほしかったなという要望はありますけれども、それを除けば、この表は非常に便利なのではないかなと思います。

きょうの第3グループの話聞いていまして、おおむねこの整理は当たっているのではないかと印象を持ちました。特にA-（1）の中立性、A-（2-1）、A-（2-2）あたりは、総合的に考えますと、会計分離の拡張というラインだけでは、ここで指摘されているような問題点は解決できるというふうはまだ私には納得的には聞こえなかったという意味で、ここの整理は合っているのではないかと思います。

しかし、A-（3）のメリット享受の抑制、この印は逆にしたほうがいいんじゃないかと思うんです。ブランド等のメリットの享受とかいうふうにして、会計分離を○にし、法的分離を△にし、所有権分離を×にしたほうが、イメージとしてはわかりやすいと思うんですが、これと資金調達は連関すると思うんですね。

今回、前回と違ってわかったことは、所有権分離が切り捨てられるのはA-（3）とB-（3）のところで問題が起きることがわかったという意味で、それも前回より一步前進です。ただ、そうなってくると、逆にB-（1）、B-（2）、B-（3）、B-（4）で言われていることはやや会計分離のほうが理があるというか、それもきょうの第3グループのお話を聞いていてわかったような気がしますので、ほぼこの整理のとおり議論がきょうのヒアリングの中で出てきたかなというのが印象であります。

それから、2番目の範囲の問題ですけれども、先ほど波及の話も懸念の中で出てきました。かつて、大手3社ではなくて、大手4社という形のところに線引きをした歴史的な経緯もありますので、「大手」という言い方だけだとちょっと曖昧だと思うんですね。

具体的に言いますと、ここに導管総延長と小売供給量と託送実績と3つ挙がっていて、このあたりが構成要素になると思うんですが、それがそれぞれ「or」なのか「and」なのかというようなチェックとか、現時点ではこうなんだけれども、例えば今後のエネルギー産業の在り方を考えますと、原発の稼働に固有の困難を持っているような会社がガスの世界に本格的に出てきて、例えばかなり大きな規模のガス会社をM&Aするというようなことも考えられますし、あるいは、相当大規模な公営事業体が民営化するという動きもあるときに、「大手」とかというような曖昧な切り方ではなくて、この3条件を中心に具体的にどういう条件のときに法的分離をやるとしたら対象になるのかという精査、そこのところはしていただきたいなど。この辺のところを2番目の論点については思います。

これから平場で皆さんの意見を聞きまして、何も言わないのは卑怯なので、この3つというか、所有権分離はないんですけれども、2つの分離案に対して、現時点で私がどう思うかという意見は最後に述べさせていただきます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

では、古城委員、どうぞご発言ください。

○古城委員

きょうのプレゼンテーション、いろいろ勉強になりましたけれども、意見は前回と同じで、や

はり法的分離は必要だと考えております。

理由は、今、ガス協会の方がおっしゃったように、別に法的分離しなくても、ちゃんとイコール・フットイングのルールをつくれるなら、それでいいじゃないか。そうではなくて、法的分離するとBに書いてあるようなコストが発生するというご批判がありました。しかし、他方で法的分離せずに、会計分離だけでイコール・フットイングのルールをつくれるかという疑問があります。大口自由化してもう10年たっていますが、そういうルールはできていません。何度も繰り返しますけれども、気化ガス圧送コストなどが全額託送コストに乗っている。これは理論的におかしいと思うんですけども、全然直っていない。

それから、先ほどの同時同量について。同時同量はなぜ必要かという、これは妙なもので、電気のアナロジーでこういうふうに出てきたんですけども、電気は周波数の維持というちゃんとした目的があるんですが、ガスの場合の目的は導管圧を適切に維持するために注入することなので、同時同量というのはそのためのほんの一手段で、絶対ということはないのはわかりきっていることでして、オペレーションでの役割が違う。

ガス会社が導管圧維持を担っていると、新規参入者は自分の好きなガスを入れるだけだということを行っているんですね。確かにそれだけ見ると負担と強調されているんですけども、電力会社が文句言っているのは、「いやいや、それは負担だけじゃなくてメリットじゃないんですか。ガスの貯蔵機能を使って好きなときに入れて、好きなときにやっている。こういうメリットがあるじゃないですか。そっちも享受させてくださいよ」と、こういう話が出ているわけで、そういうものをよく考えてやらなければいけないわけです。

今、東邦ガスが指摘したように、同時同量以外に、注入指令をガス会社あるいは第三者機関が出してやっていくと。そうしますと、メリットも負担もガス会社も新規参入者も負担するという制度ができる、考えられるわけですよ、そういう議論をこれまで一切してこなかったわけですから。自由化の場合の公平条件がなかなかできなかった理由は、ルールをつくる能力が今の仕組みでは非常に低い。

なぜかという、ガス会社が「いやいや、この問題はいろいろ問題がありますよ」と言って、消極的だと公平なルールができないと。だから、10点満点の答案を書かなければいけないときに、3点ぐらいになる、次のときに5点ぐらいになるという形です。今までのペースを考えると、今の仕組みだと公平ルールはできないと思います。電気の自由化に比べて非常に劣った状態になってしまう危険が非常に大きいと思います。もし違うんだったら、これまでどうしてできなかったのか説明していただきたい。

法的分離をしますと、自社の導管利用のためにもルールをつくらなければいけないわけですか

ら、ルールはできます。先ほどオペレーション上のルールと中立的な仕組みとは関係ないと松坂さんはおっしゃって、論理的にはそのとおりなんですけれども、実際面を考えると関係します。法的分離の下ではともかくルールをつくらなければいけない。そしたら、情報を出して、どういうルールでやりますかと。大阪ガスはこういうルールを希望、新規参入者はこういうルールを希望というので、ルールはできます。

今のやり方ですと、既存のガス会社は「従来の慣行どおりにやらさせていただきます。新規参入者へのルールをつくります。いろいろな問題点があるからルールはここまでしかできませんでした」と、こういうふうになってしまいますから。法的分離をして、そうしないとちゃんとしたルールができないから法的分離をすると、こういう結論です。もしガス会社のおっしゃるようにならざるを得ないルールができれば、そのときは無理やり法的分離しなくてもいいと、こういう形にまとめるしかないんじゃないかと思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

では、松村委員、どうぞご発言ください。

○松村委員

まず、同時同量制度の改善と分離の形態の話は別の話だというご指摘がありました。全くその通りだと思います。法的分離をしようがしまいが、非合理的な同時同量制度は改善されなければならないし、不透明なルールも改善されなければならない。2つの問題が関連しているのは、今までの制度は会計分離だった点です。これですましく機能していたかどうかという文脈で、今までの制度がうまくいっていたかどうかを議論する意味はあると思います。

次に、気化圧送コストのことを、古城委員から前回、それから今回も出てきて、今回、北村さんからも出てきていて、私はちょっとおかしいと思っています。気化圧送コストは確かに不合理に託送料金に入っていたと私は思っています。そして、現在でもルールは変わったけれども、暫定措置になっているというのはわかっています。しかし、これはルールに従って裁量の余地なく入れていたわけで、裁量の余地のある費用配賦の領域ではないと認識しています。これについてガス会社が不当に費用を算入していたとは思いません。

もし問題があるとすれば我々のほうです。最初に制度を設計したときに気化圧送コストは託送料金に入れると整理してしまい、その後、見直しが何度も提言されたのにもかかわらず、見直さなかったのは私たちの責任。ガス事業者の裁量によって気化圧送コストを託送料金に入れていたのではなく、文字通り裁量の余地なくルールに従ってやっていたのだから、その点は問題ないと思

ます。

ただ、私は、気化圧送コストに関して、ガス会社の対応には不満を持っています。古城委員が審議会の席で「この問題を決着させるにはこういう発想で整理すればできるはずだ。そのためにはこういうデータがあれば直ちにわかるはずじゃないか」ということをご発言になった後で、基本的に何を検証すればよいか明確になった後で、何年もたった後でもデータをなかなか出してもらえなかった。発言がなされた時には、ガス会社もそういうつもりでデータを集めていなかったもので、そのデータがなかったのでしょうけれども、その指摘後何年もたってから、「ガス会社さん、あなたたちの言っていることが正しいことを示すデータはもう十分集まったでしょうから証明できるでしょう」と言ったときにも、「データはありません」と言って結局出してくれなかった。

その後、そこからようやくデータを収集し始めた。それでも定量的なものはきちんと出していただけでなく、あやしいな図を出していただいただけでした。しかし、数値を厳密にみるまでもなく、そのラフな図からみてもガス会社の主張はおかしいことが明らかになった。その上で、気化コストを託送費から除くことになったと思います。

情報を出すというところに関しては、今まで中立性や自分たちの正当性を示すために、十分な努力をしてきたとは到底思えなくて、気化圧送の問題に関して、そういう文脈では古城先生や北村さんが不満に思われるのは理があることだと思います。

次に、松坂さんから「オペレーションが違う」という話を聞いて、私は正直言って開いた口がふさがらなかった。でも、公開の席でああいう発言が出てきてとてもよかった。そのような雑駁な説明では通用しないと何度も何度も指摘されているのに、担当役員が変わると十年一日のようにまた、原理的には正しいが実際には何の説明にもなっていない、いい加減な説明で煙に巻こうとする。

電力会社でも、もちろんネットワーク事業者と発電事業者では全くオペレーションが違います。新規参入者は、電気では30分同時同量で、3%の範囲内で送るということをし、それを超えたらペナルティ。一般電気事業者は、ネットワーク事業者としては、30分単位で需給を3%に合わせるだけでは大停電を起こしますから、当然、瞬時、瞬時に全体の需給を合わせるように調整している。ネットワーク事業者は全く違うオペレーションをしているというのは間違いありません。

違うオペレーションをしているというのは、そういう抽象的なレベルでは正しいと思います。しかし、それで電力会社が、実際にはそういうことをしていないわけですが、系統に大量の蓄電池を備えて、その蓄電池の蓄電機能を使って30分単位の同時同量などというのは全くする必要が

なく、ピーク時にはピーク電力の10%とかは、この蓄電機能を使って供給できるので、自分たちは実際のピークの時点では需要に合わせて供給していない、オフピーク時に充電して、ピーク時には自社の需要より3%以上低い供給しかしていない。仮にこんなことがあったとします。その蓄電池の費用は全て託送料という形で、新規参入者にも押しつけておきながら、一方で全く自分たちがしていないような、する必要もないような30分同時同量を仮に事業者に押しつけていたとすれば、新規参入者は文句を言って当然。オペレーションが違うというようないい加減な理屈で絶対に正当化できないと思います。もちろん、電力事業者はそんなことは決してしていない。そのような巨大な貯蔵機能は持っていません。

しかし、ガスの場合には持っているわけです。ホルダーとかガス管の貯蔵機能があって、1時間10%の範囲の同時同量というようなレベルを超えて使っている可能性が十分あるじゃないかという批判に対して、イコール・フッティングで、私たちは託送料で貯蔵機能のコストを払っているのだから、同じように使わせてくれというのに対して、データもずっと出さないでこれを拒否してきて、このようなオペレーションがずっと続いていたということに対する不信感があるし、これは繰返し指摘されてきた。オペレーションが違うと言ったって、貯蔵機能を使うというレベルのことで、なぜその違いで正当化できるのか全くわからないし、そのようないい加減な説明に対して批判したのも今回が最初ではない。

もう一回言いますが、一般ガス事業者は違うオペレーションをしているのは事実ですが、そのオペレーションをするために必要なコストは託送料として要求しているでしょう。その上で、自分たちだけが事実上使用するような形になっているもののコストまで新規参入者に押しつけているということの不満に対して、オペレーションが、機能が違うからなんていうので到底正当化できるようなものではなかったし今もないと私は思います。

それから、東邦ガスは今回それに関してまた一つ言っていたわけですが。私たちとしてはずっと言っていて、具体的な数字を言ってほしかったわけですがけれども、今日ようやくこういう形で出て具体的な数字がでてきたのはよかったです。ただ、10%程度というのがどれぐらい誠実な物の言い方なのか、あるいは、どれぐらいいい加減な言い方なのかというのは、この後ちゃんとデータを出していただければわかると思います。10%というのは大変重要な数字です。本当に常に10%以下しか使っていなければ、確かに少なくとも東邦ガスは先の批判を免れることになる。

まさかと思いますが、365日ならせば大体10%程度というので、1年の半分は10%を超えて使っていて、1年の半分は10%を下回っている、それを10%程度といい加減なことでは言っていないと信じています。365日最大消費量と最大送出量の差が10%を超えるようなことはない。そういうデータが出てくるのだと思います。東邦ガスが嘘を言ったとは思いませんが、過去1年間

一度も差が10%を超えていなければ、意味のある発言だったと思います。それについてはきちんとしたデータを出してください。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、次に永田委員、ご発言ください。

○永田委員

本日の資料の中で、私がお意見を申し上げたいポイントは、Aの中でもA-（2-1）の料金の公平性・透明性のところでございます。事務局の資料をベースに、私から若干補足をさせていただきたいポイントをご指摘いたします。

まず、6ページの最後の段落に会計監査の件が記述されています。エネ庁が実施する会計監査以外に、いわゆる公認会計士等の会計監査があるという説明です。その対象について、この資料を見ますと、あたかも託送料金について監査を導入されているように誤解が生まれるかもしれませんが、現在、制度上は部門別収支計算書に対しての会計監査が導入されているだけです。

部門別収支というのは、いわゆる大口であるとか小口であるとかの部門ごとの収支を集計したもので、この部門別収支計算書を公認会計士等が監査することが現行の制度でございまして、法的分離であろうが、会計分離であろうが、現在は、託送収支明細についての会計監査は導入されていないわけですから、今後、例えば会計分離のままに託送収支計算書に会計監査等を導入した場合、託送収支の透明性・中立性が確保されるかどうかということは今後の議論であると思います。

そういう前提で、更に申し上げたいことは、この部門別収支計算書の会計監査についても、ここで事務局が書かれているように、基本的に数値等の妥当性の監査は現行の制度では会計監査に求められていない。つまり、実施していないということではなくて、求められていないということでございます。したがって、具体的には費用の配賦に用いられた係数とか基礎的な数値、これらの数値を会社の基礎的な数値と照合するというのと、それから、配賦集計について計算突合する、こういう手続をやっているわけでございますので、もともとの会社の会計数値、基礎的な数値が妥当であるか否かの検証は行っていない、行うルールになっていないということが、部門別収支明細計算書の会計監査の実態でございます。

そこで、今回の制度の中でどういう形で今後進めていくのが適切なのかについてコメントいたします。コスト面で幾つかご指摘ありましたが、監視コストが果たして実務的にどういう方法がいいのだろうかということですが、一つシナリオとして考えられるのは、法的分離をした場合と、

会計分離をしてより行為規制等を厳格にして、託送料金の中立性・透明性を高める方法を比較衡量しますと、例えば法的分離をした場合は基本的には附帯事業が、例えば新託送会社の中に附帯事業等がほとんどなければ、託送にかかわるコストが新託送会社のほとんど全てのコストとなり、そのコストを全て検証すれば、基本的にはそれが託送料金の大きな部分を占めるので、わかりやすいと言えばわかりやすいのは明らかです。一方で、新託送会社については、託送収支計算についての監査以外に、新会社についての財務諸表監査というものが新たに導入される可能性があります。

その新託送会社への財務諸表監査の追加コストと、会計分離で託送料金の透明性を担保するために、前回ガス事業者の方からご提案がありました新たな監査なり、もしくは検証手続との比較衡量次第と思われます。どういった制度設計をするかというのはこれからの議論でございますけれども、例えばそれを、先ほど託送料金での共通費の配賦等透明性を担保するために、どのくらいのコストと費用と工数をかけて担保されるかは、前回、私が申し上げた納得性の問題であって、言いかえれば新規参入者の方からみてその料金が妥当であるということを納得させるだけの手続をどこまでかけるかというところが問題のポイントであると思っております。

したがって、会計分離を維持してどこまでコストをかけるかということですが、実務的に考えられるのは、一つはより精度の高い、もしくは妥当性の監査まで入れた監査をやるのか、もう一つの方法としては、これは私のアイデアベースですけれども、例えば企業買収するときに売り手と買い手がそれぞれ第三者の専門家を使ってデューデリジェンス、買収調査をするわけですが、これは会計監査ではなくて、一方の側について、もしくはそれぞれの立場について、会計専門家が基礎的な検証をして、その検証結果に基づいた議論を双方の事業者が議論するわけです。そういったデューデリジェンス的な手続をやるかです。

このメリットは、会計監査のように毎年やらなくても、1回まずやってみて、そこで両事業者にとって納得性が得られるのであればそこで決着をつけて、その上で、例えば、鉄鋼会社の場合の鉄鋼価格交渉のようなチャンピオン交渉、新日鉄とトヨタ自動車が交渉するように、1回交渉した上で妥結した価格をほかの事業者にも適応するというやり方も一つ工夫としてあるのではないかと思います。いずれにしても、そういった検証を実務的、定量的に行うことが、まずもって法的分離、会計分離を検討するに当たって重要なプロセスではないかと思っております。

そして、事務局が書かれているポイントで、領収書を区分しなければいけないのではないかと。これは法的分離であろうが会計分離であろうが、会計帳簿に記帳するときには、当然、領収書等をつけて仕分けを起こすわけですから、どちらであってもあくまでもコストはかかるであろうと思います。ただし、おっしゃるとおり、伝票の段階から完全に会計分離の世界で分けてしまえば

確かにはっきりしますけれども、そういう手間をかけるのではなくて、配賦の透明性と客観性を高める方法を一方で検討することによって、そのあたりのコストをどうセーブするかということは実務的に検証しなければいけないのではないかと考えております。

最後に、今回もし法的分離という方向性を検討するのであれば、納得感という意味で言うと、ガス事業者は電力事業者に比べて規模が相当程度小さいという実態があり、ある程度規模が大きければ、コストを削る削り代があると思うんですね。したがって、そういう削り代が比較衡量においてはガス事業者はない中で、法的分離を先にガス事業者が適用せざるを得なくて、一方で、電力事業全体ではそこについてはまだ今後の議論の余地があるということになると、妥当性は別として納得感という意味で、ガス事業者にとってはその納得感がまだまだ出ないのではないかと思います。そのあたりを規制当局の側として十分斟酌するとともに、実務的な検証をした上で、最終的な方向性を出すのが妥当ではないかと考えております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

では、杉本委員、どうぞご発言ください。

○杉本委員

B-（4）の災害時保安体制は前回の意見と同じです。変わりありません。でも、小売部門の業務委託や平時の訓練などは当然だと思うんですけども、導管部門と小売部門とが、会社が分割された場合に、11月10日のガス安全小委員会ではガス労働組合の委員さんから保安マインドの維持を懸念する発言がありました。ガス労働組合の委員ですから、ちょっと差し引いて聞く必要もあると思いますけれども、消費者委員からも心配するという発言がありました。

自由化したヨーロッパでも、家庭用小売の変更率は多くて2割だったと記憶しています。日本では自由化後も地元ガス会社の独占力がもっと大きいのではないのでしょうか。大都市圏の震災時の混乱は地元ガス会社の組織の一体感と使命感を無視できないと思っています。

先日、電力会社さんからこの委員会に向けた事前説明で、導管利用の問題点をわかりやすく図式で説明していただきました。その説明を読みこなして行って、私みたいな素人でもガス業界の対応は不公平で問題があるのではないかと感じています。電力会社の方は、法的分離はしなくても、規制強化でも対応はできるのではないかとおっしゃっていたと思います。

まとめの論点には、「現行制度で更なる中立性の確保を求める場合は」とありますが、前回の委員会で何人かの委員さんから、「新規参入者がずっと昔から託送についてガス業界に公平な利用をとお願ひしていたけれども、対応が悪かったではないか」というご発言がありました。ガス

業界はこのことを大いに反省すべきだと思っています。反省なされた上で、電力業界の指摘を受け入れ、規制強化で解決する方法を改めて来年で、期限を決めて議論なされてはどうかと考えています。

また、導管延長や託送実績など更なる導管部門の中立性確保措置の基準は、法的分離に限らず中立性確保の措置は必要だと思いますが、導管利用料金の低下により3.7倍の内々格差が是正されて、地方の消費者も自由化の恩恵を受けるべきだと思っています。自由化による家庭消費者へのメリットは、自宅のガス料金だけではなくて、地元の飲食店とか工場などガス代の低下により商品が安くなるということにあります。今後、導管の入口の基地開放も強化されるので、前回の東京電力さんの二重託送に関連して、本日の「国民の声」もありますが、10万件以上の需要家数を持つ大手卸受ガス事業者の託送料金も同じような中立性を確保して、地元の消費者も供給者を選択できるようにしてください。

また、ことしの春に、国産天然ガス事業者が大手ガス会社と同様にLNGを導入したために、20社以上の卸受都市ガス会社が最大14%も値上げをしました。欧米でも高压導管から導管の中立化がされたと聞いています。今回の改革の目的である消費者のガス料金抑制のためには、国が大株主の国産天然ガス事業者が率先して卸と大口ガスでの高压導管費用の公平性・透明性の確保をすべきだと考えます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、引頭委員、ご発言ください。

○引頭委員

前回の委員会では、法的分離を決めるには判断材料が少なく、これでは決められないと申し上げましたが、今回は事務局からこのような詳しい資料をご提示いただき、大変感謝しております。

意見を申し上げる前に、一点確認をさせていただきたいことがございます。利益移転について書いてあるところですが5ページの7行目、「ただし、この措置では」という文に、「同一法人に属する部門間の資金の移転を外部から確認することは困難」と書いてありますが、これは利益移転の話、つまり、利益の付替えとか部門間取引の不公正さの話であって、必ずしもキャッシュ、資金の話ではないと思います。この部分については言葉を改めていただきたいと思います。

まず論点の1つ目です。前に、私どもがヨーロッパに行かせていただいたときに、導管の中立性確保のためには、料金の透明性と導管のアクセスに対する公平性だと、ヨーロッパの担当者の方がおっしゃっていたということを申し上げました。今回改めてこの資料8の最初の表を拝見い

たしますと、具体的にはA-（2-1）とA-（2-2）になりますが、これに関しましては、会計分離では必ずしも十分ではないのではないかと思います。

まず会計に関してですが、先ほど事務局からのご説明ありましたように、様々な直下できない費用については、従業員数あるいは固定資産の額に応じて配賦しているということでした。この会計手法は永田委員のほうがお詳しいと思いますが、ABC会計、Activity Based Costingというもので、多くの会社が使っています。この会計の一番のポイントは、現状のアクティビティベースでの様子をきちんと把握できる点です。ただ、一方で企業が、今後もっとオペレーションの方法そのものを変えていかなければいけないという際には、改善のモチベーションがあまり上がらないというのが、この会計について大きな課題の一つと一般的に言われています。

そういうことを考えますと、今後ガス会社として、いろいろなことを改善していかなければいけないなかで、配賦という考え方に基づいた会計のやり方でよいのか疑問があります。法的分離であれば、配賦の問題というのはあまり生じないのではないかと推察されます。そのように考えますと、料金を算定する原価ベースに関しましてはやはり法的分離が望ましいのではと思います。

また、A-（2-2）の導管利用条件については、いろいろな議論がございましたが、かなりシンプルに考えますと、結局のところ、法的分離と会計分離の一番の差は、同一事業者内では契約書は存在しませんが、別事業者間では契約書が存在するという点だと思います。法的分離をすれば、同一グループ内でも契約書が存在することになります。この契約書があってもなくてもきちんとやっていращやるといのがガス会社様からのご意見だと思いますが、それについて疑っているわけではありません。ただ、何人から見ても公平性が担保されているという観点からみれば、契約書が存在するかしないかというのは非常に大きい話であると、私自身は思っております。ですから、この二点については法的分離を考えるべきなのではないかと思います。

しかし、一方で、資料P3の同じく7行目の「なお」というところに行為規制の話が書いてあります。「過度に課すと、中立性は確保されるけれども、企業体としての一体性の希薄化、需要家の利便性や安定供給確保について云々」とありますが、これはまさにそのとおりで思っております。柏木委員のペーパーにもあったように、今後、天然ガスへのシフトを進めていかなければいけないということを考えますと、ガス会社さんのグループ経営、あるいは、グループ内の資金を効率的に管理すること、あるいは、グループ・ガバナンスに関しては、少なくとも今と同様の水準でやっていただかないと、そうした任を果たせないのではないかと思います。

そう考えますと、今回、行為規制について電力会社さんの例が書いてありましたが、よく読むとこれもまだ最終的な内容については、まだ結論が出ていないということでした。そうしたこともあり、今ここで「法的分離が絶対いいです」とは言いづらいですが、仮に検討を

進めるのであれば、先ほど事務局から水準としてはいろいろ調整できるというお話を頂戴しましたが、現在のガス会社に課せられているガイドラインにはほぼ見合う水準というのが一つの目安になるのではないかと思います。

もう一つございます。こうした、理念的な話のほかにも、実務的にみると、様々な問題があるということをガス会社様、電力会社様から伺いました。その中の一つに、導管の貯蔵機能をどう考えるかということがありました。これに関しては、私の不勉強でしたら恐縮なのですが、まだきちんと整理されていないのではと思います。

貯蔵機能というものが導管にあるので、それを導管利用者側としては使わせてほしいということだと思います。そうした貯蔵機能のコストも結果として託送料金に入っているということなのですが、貯蔵機能ということが、どういう価値を持っていて、どういうコストで売っていくのか、要するに外部の人にお貸しするという事はそうしたサービスを売ることと同義ですが、どういった値づけにしていくかという議論がきちんとされていないのではないかと思います。この点もすごく感じました。

これは、法的分離の話とは直接的には関係ありません。ですが、法的分離にしてもそうでないにしても、ガス導管事業の仕事のやり方を少し見直す必要があると思うのです。今までは小売と一体的に事業をやってきたので、ガス導管事業においては、いわゆるしわとりをする際に、「^{ぎよく}玉」を別に調達しなくても、自分たちの会社の小売部門が「玉」を持っていてそれに使えたわけですね。でも、これから導管事業と小売事業を分けた場合に、導管事業者は今までのような振る舞いでいいのか、小売事業者ともう少し契約を結ばなければいけないとか、いろいろ考えるべきところがあるのかと思います。

その辺の整理を含めまして、もっと考えなければならぬ問題がこれ以外にもまだいっぱいあると思っております。これを理論的かつ実務的に整理していく必要があるのではないかと思います。そう考えますと、今回最終的にどのような会社形態になろうとも、ガス会社さんのオペレーションにおけるイノベーションには本格的に取り組まなければならない。そのためには考え方を変えなければいけないのではと思います。

前回のこの委員会でも、「もっとガス会社さんは直せるはずだ」、「いやいや、規則に従っていました」と、こういう議論がありました。「規則に従っていた」というのはそのとおりだと思いますが、規則を設定する側も現在の状況を前提に考えがちになります。ですが、その先を見据えて、考えて、オペレーションをもっと改革していく。より高次のエネルギー会社、高次といっても、上流という意味ではなくて、次のイノベティブなという意味ですが、ぜひそうした方向を目指していただきたいと思っております。

前回、ガス会社さんから発表していただきました「新たな取組み」という資料は、私は本当によくやっていただいたと思っております。ただ、帰ってからよく読んでみますと、まだ詰めきれていない部分も当然ながら多くございました。そうした点については時間をかけながらきちんと取り組んでいただきたいと思います。これが一点目の議論です。

2点目は法的分離の範囲についてでございます。これについては、先ほど橘川委員がおっしゃったように、現在の大手3社だって、確かに現時点でのシェアという観点からみれば違和感はありませんが、今後業界に新しい事業者が参入して、業界の様子が変わる可能性もあるということを考えますと、何らかの定量的な考え方、基準を示していけないといけないのではないのでしょうか。先ほど中部ガス様が「もし大手3社ということで現在決めても、いずれ全部のガス事業者が対象になるのでは」とおっしゃっていました。そういう不安も今後のビジネスの運営に影響が出てくるかもしれない。そう考えますと、そのあたりはきちんとした定量的な水準を示していく必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

皆さんのご意見も聞きまして、考えを述べたいと思います。

この事務局の資料、全体としては納得的なんですけれども、非常に違和感を持ったのは一番最後の「準備期間」というところであります。主な意見として、早期に意思決定をしろと、それから、自由化と同時に決めなければいけないというのが拾われているんですが、少なくとも私はそれと相当違うことを前回申し上げたつもりですし、そういう意見の方はほかにも何人かいらっしゃったと思うので、ここの部分が非常に違和感を感じます。

今日の話聞いていても、中立性の問題で武陽ガスさんの発言は勇気ある発言だと思いますけれども、非常に学ぶところがありましたし。波及の問題では中部ガスや大津の企業局の話は有用だったので、第2グループ及び第4グループ、それから、第4グループよりもっと必要性があるのは、JAPEX、INPEX帝石のような導管事業者の声も聞いたほうが審議会の手順としてはいいのではないかと思います。これは決して時間伸ばしのために言っているのではなくて、手順としてそういうことをやっていただきたいと思いますということを申し上げたいのが一点であります。

それから、もう一つの話なんですけど、私が聞いている限りで、中立性の問題に限っていくと法的分離に大分理がありそうだと。ただし、中立性以外の要因については、会計分離の拡充のほう

がメリットがあると、大きくいうと聞こえるんですね。

問題は、13ページの結論の出し方のところなのですが、第3段落で「以上を踏まえ」と書かれていて、「現行制度である『会計分離の』下で更なる中立性の確保を導管事業者に求めていくこととするか」という話で。つまり、問題点をここで中立性の確保に絞っているんですね。

きょうの資料自体もずっとそうなんですけれども、「導管部門の中立性確保について」というタイトルになっていて、その限りだとある意味では決着ついたと僕は思うんです、法的分離のほうがいいと。しかし、もしかすると本質は導管部門の中立性確保だけではカバーできなくて、導管部門の分離についてという問題を我々が論議しているのだとすると、中立性以外の要因について、前に言いましたけれども、資金調達の問題についてプロの意見も聞きたいなという話がありますし。

保安の問題は、杉本さんじゃないですけども、私も不安なんです。北村さんが言われていることは非常に説得力があるんですけども、一番最後のところで「新規加入者も小売事業者として協力し」と書かれて。復旧のところは問題ないと思うんですけども、緊急事態が発生したその瞬間に、大阪ガスと関電がぱっと一体で動くというのは、私の知っているイメージからするとあり得ない。阪神が日本一になるくらいあり得ないんじゃないかという感じがいたしますので、その辺も含めて心配なところがあります。議論の中身としては、中立性という捉え方だけでいいのか。分離というふうに問題を立てるのか、その辺が今日の議論で出てきたんじゃないかなと思います。

ということで、現時点での私の意見ですが、13ページに3つの選択肢が言われています。会計分離でいくのか、これは私は「ノー」です。それから、法的分離と決断するのか、ここはまだ決めきれないというのが実態でありまして、今の時点でもし審議打ち切りという話になったら、とりあえず会計分離の中の「将来、法的分離を選択するかどうかを検討する」というのが現時点の私の意見。ただ、これは今後の展開によって変わるかもしれません。

以上です。

○山内委員長

そのほか、委員の方でご発言のご希望ありますか。

それでは、オブザーバーの東京電力さん。よろしいですか。

○佐藤オブザーバー

東京電力でございます。我々がいろいろ申し上げていることの本意をしっかりと説明しておかなくてはいけないと思いますので、発言させていただきます。

我々が縷々申し上げていることは、料金の公平性・透明性、あるいは、導管利用条件の公平

性・透明性を今以上に強く保つような形にしてほしいということです。これは、我々新規参入者としての参入意欲に直接つながってくるものでございます。託送をもっとやるとなると、当然、投資も必要になってきますので、大きな経営判断になります。今のこの条件でもっと託送をやれるのかというと、まだ公平性・透明性がちょっと我々見えないのでというところで、ここしばらく同じようなことをずっと申し上げているところでございます。公平性・透明性を我々が第一に申し上げているのは、参入意欲と直接つながっているというところであり、ルール改正等々においては、その点を踏まえてご議論いただきたいと思っております。

それから、先般、ガス会社3社さんの方から「今後こういう風にやっていきます」という大変ありがたいご意見をいただきましたが、これについては、先ほど関西電力様からも話がありましたように、我々としてはもう少しほかの点も考慮していただきたいと思っています。少なくとも、前回お示しのあったような話は一日も早くやってほしいというところであり、新規参入者としての意見として公平性・透明性を強く求めているというのは、今申し上げたようなところがあるということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、石油連盟が先に挙げられたですかね、どうぞ。

○押尾オブザーバー

前回の会合でも申し上げましたけれども、ガスシステム改革の検討に当たりましては、ガス事業者間の競争にとどまらず、電力、ガス、石油事業者の相互参入が可能となるような競争環境を整備していただいて、ひいては消費者利益の拡大に貢献していくということが重要だと考えております。そうした観点から、ガス小売の全面自由化の前提条件といたしまして、規制なき独占の排除というのが最も重要なポイントであると考えております。

また、導管部門の中立性の確保につきましては、自然独占性が高いという点で、基本的には電力システム改革と同じ方向性であると考えられますので、石油業界を初め新規参入者など外部からの透明性を高め、託送料金や利用条件などの公平性を高める仕組みづくりが必要だと考えております。

なお、論点の一つに災害時保安連携の対応可能性について指摘がございますけれども、石油業界では東日本大震災の経験を踏まえまして、首都直下地震等大規模災害に備えまして災害時連携計画の策定、この計画の実効性を高めるために、会社の枠を越えて日常的な訓練等を通じまして、業界一丸となって災害時の対応力強化に努めております。ガス事業におかれましても、こうした

仕組みを取り入れることで、組織の在り方とは関係なく、災害時の連携体制を強化することは当然のことではないかと考えております。

以上でございます。

○山内委員長

それでは、東京ガス、どうぞ。

○高松オブザーバー

先生方からの厳しいお話、本当にありがとうございました。まだまだ我々至らないところがたくさんあるものと改めて思いました。特に、古城先生と松村先生のご発言では、若干、親父の不始末を怒られている息子のような気がしましたが、随分至らないところがあるものだと思います。正直申し上げまして、いろいろなご指摘をいただきましたので、もう何回か議論をさせていただきたいと思っております。特に本日、3電力会社様からいただいた意見を踏まえまして、もう一回、我々としてどういうことができるか、きちんとご説明申し上げたいと思っております。

それから、古城先生、橘川先生には非常に大事なポイントをご指摘いただきました。古城先生からは理屈よりも現実論として、ガス会社ではできないだろうというご指摘があったと思います。その流れでいきますと、Bの部分が本日はあまり議論にならなかったのではないかとと思っております。冒頭に僭越ながら申し上げましたが、災害時の保安や資金調達は我々が精いっぱい対応する問題ではありますが、本当にできるのか懸念しております。

理屈上は事務局資料に書いているように、行為規制なり連携すればいいということなのかもしれませんが、橘川先生からご指摘もございましたとおり、関西電力さんが阪神淡路大震災のときにガスのお客様のところへ真っ先に飛んで行ったとはなかなか思えない部分がございますし、3.11のときに、東京電力さんがガスを卸しているお客様のところへ飛んで行ったということは記憶にございません。現実論としてどうするかという議論もさせていただく必要があるのではないかとと思っております。

私どもとしても、本日いただいたご意見を真摯に受けとめまして、まだまだ至らない点、それから、情報公開が足りない点については大至急対応させていただきますが、ぜひもう何回かご議論させていただきたいと思っております。本日、橘川先生がおっしゃったように、中立性・透明性という議論だけに関して言えば、まさにそのとおりでございます。我々、その点についてはもともと認めるところでございますが、もう少し幅広く議論する必要があるのではないかとというのが私どもも提案でございます。

また、この場でいきなり結論が出てしまいますと、私どもは諸先輩に顔向けできない状態になります。おかげさまで弊社は来年で創立130年になり、諸先輩がいっぱいいらっしゃいます。勝

手な申しようではございますが、もう何回か、幅広い議論をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○山内委員長

それでは、中部電力さん、どうぞ。

○小山オブザーバー

今の関西電力さん、東京電力さんの発言に重なる部分もございますが、一点、お願ひがございました。

資料の最後に「準備期間」という項目がございますが、そこでも触れられておりますが、今こうして中立性の確保についていろいろ議論がされております。これから具体的な議論がされて、実施に向こうということではありますが、ここに書いてあるようにいかなる方策になろうと相応の期間が必要だと思っております。

一方で、現行の制度、あるいは、現行の自由化の範囲の中でも、より競争の活性化ができる施策、お客様の選択肢が増える施策についてはぜひとも早期に実施をしていただきたいということでございます。同時同量制度、そして、二重導管規制の運用の緩和につきましてはこれまでも議論されておりましたが、これは現行の制度下でも競争の活性化に資するものでありますので、ぜひとも早急に具体的な対策を検討していただき、できるものから速やかに実施をお願いしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

そのほか、ご発言のご希望ございますか。

地方ガスの方々で何かご発言のご要望があれば伺いますが、よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、どうもありがとうございました。きょうも大変いろいろなご議論いただきまして。これは今回また議論するということでもございましたので、これを委員のご意見、オブザーバーのご発言を中心に、また事務局で論点整理をした上で、次回も本論点について審議を行いたいと思います。

最後に、今後の予定について事務局からご説明をお願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

次回第17回につきましては、12月3日に開催することで委員の皆様の了解をいただいております。議題は追って連絡いたします。

○山内委員長

ありがとうございます。

3. 閉会

○山内委員長

本日の議題は以上でございます。ご質問、よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、第16回ガスシステム改革小委員会を終了といたします。皆さんご協力をいただきまして、どうもありがとうございました。

—了—